

# 議決した議案

本会議で賛否の分かれた議案については◆印で表示し、賛成、反対それぞれの会派名を記載しています。

## 可決したものの

### ★区長提出議案

◆練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例  
障害者自立支援法の一部改正により、本条例で引用している同法の規定の項ずれに伴う規定の整備を行う。

### ◆練馬区組織条例の一部を改正する条例

子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織について、区長部局と教育委員会との一元化を図るため、組織改正を行う。  
賛成 自民党、公明党  
民主無所属  
みんなの党、無所属  
練馬刷新  
反対 練馬共産、オンプズ



本会議

◆練馬区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例  
教育委員会が行っている教育に関する事務のうち、スポーツおよび文化に関する事務の管理および執行について、区長の職務権限とするため、条例を制定する。

◆公益的法人等への練馬区職員への派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
財団法人練馬区都市整備公社が、公益財団法人に移行することに伴い、名称を公益財団法人練馬区環境まちづくり公社に改める。

◆練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
公民館運営審議会委員の職を廃止するとともに、体育指導委員の職名をスポーツ推進委員に改めるほか、専門調査員および心身障害者福祉センター指導員の報酬額について、所要の改正を行う。

◆練馬区特別区税条例等の一部を改正する条例  
地方税法等の一部改正に伴い、寄附金税額控除の適用下限額を引き下げるため、所要の改正を行う。

◆練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部を改正する条例  
児童福祉分野に関する事務を、教育委員会の所掌事務とすることに伴い、所要の改正を行う。

◆練馬区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例  
右2議案は、知的障害者生活寮のしらゆり荘を移転し、障害者自立支援施設として位置づけるため、規定の整備を行う。

◆練馬区立障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例  
障害者自立支援法の項ずれに伴う規定の整備を行うとともに、同法の一部改正に伴い、相談支援事業の内容が変更されたこと等により、所要の改正を行う。

◆練馬区立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例  
障害者自立支援法の項ずれに伴う規定の整備を行うとともに、障害者自立支援法および児童福祉法の一部改正に伴い、心身障害者福祉センターで行う事業のうち「児童デイサービス」を「児童発達支援」に改めるため、所要の改正を行う。

◆練馬区立児童クラブ条例の一部を改正する条例  
大泉学園小学児童クラブを新設し、光が丘児童館児童クラブを廃止するとともに、北町西小学児童クラブほか4施設の保育および指導時間について、開始時間を繰り上げ、終了時間を延長する。

◆練馬区保育所保育料条例の一部を改正する条例  
所得税法の一部改正による、所得税額の年少扶養控除および特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴う保育料への影響を抑制するため、所要の改正を行う。

◆財団法人練馬区都市整備公社に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例  
財団法人練馬区都市整備公社が、公益財団法人に移行することに伴い、名称を公益財団法人練馬区環境まちづくり公社に改めるほか、所要の改正を行う。

◆練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例  
中村かしわ公園(中村1-17-1)および田柄おがたま緑地(田柄3-10-27)を新設するとともに、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策について、区長の職務権限とすることに伴い、所要の改正を行う。

◆練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
障害者自立支援法の項ずれに伴う規定の整備を行うとともに、東京都の条例改正により、都立学校の学校医等の公務災害補償に係る介護補償の限度額が改定されたため、区立小中学校の学校医等について均衡を図る。

◆練馬区立生涯学習センター条例  
生涯学習センターの設置および管理について必要な事項を定めることにより、区民の生涯学習活動を支援し、もって生涯学習の推進および練馬区の文化芸術の振興・発展に寄与することを目的として、条例を制定するとともに、練馬区立公民館条例および練馬区立公民館運営審議会条例を廃止する。

◆練馬区立美術館条例の一部を改正する条例  
練馬区立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例  
練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例の一部を改正する条例

◆練馬区立スポーツ施設条例の一部を改正する条例  
練馬区立中村南スポーツ交流センター条例の一部を改正する条例

◆練馬区立大泉図書館(光が丘病院)  
指定管理者の指定について(練馬区立男女共同参画センター)

◆指定管理者の指定について(練馬区立大泉図書館)  
指定管理者の指定について(練馬区立立石神井公園市民交流センター)

◆指定管理者の指定について(練馬区立立石神井公園市民交流センター)  
指定管理者の指定について(練馬区立大泉図書館)

### ★委員会提出議案

◆固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書  
(7面に全文を掲載)

### ★議員提出議案

◆視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書  
(7面に全文を掲載)



◆陳情第55号・第56号 固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続についての意見書の提出について

固定資産税および都市計画税に係る軽減措置について、左記のことを都に対して意見書を提出してほしい。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、平成24年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税および都市計画税を2割減額する減免措置を、平成24年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税および都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、平成24年度以後も継続すること。



## 意見書

第四回定例会では、2件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

### ■固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書 (区民生活委員会)

わが国の景気は、東日本大震災の影響から持ち直してきているものの、そのペースは緩やかであり、依然として厳しい状況が続いている。さらに電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、海外経済の減速やタイの洪水の影響等によっては景気が下振れするリスクが存在し、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っているなど、区民や区内中小事業者を取り巻く環境においても、先行きは不透明な状況にある。

このような中、現在、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の減免措置等は、区民生活の安定と中小事業者にとっての事業の継続や経営の健全化に大きな力添えとなっており、今後とも必要な措置であると考えます。

23区の固定資産税は、都区共通の財源であり、こうした減免措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、東京都が減免措置等を廃止することになれば、区民、とりわけ中小事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化、ひいては日本経済の回復にも悪影響を及ぼす要因となることが危惧される。

よって、本区議会は東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、負担増になることのないよう、次の事項の継続について強く求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月16日

▶ あて先：東京都知事

### ■視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書

障がい者の平等な暮らしと社会参加の推進は、わが国において社会と地域の大きな課題となっている。情報の8割以上が視覚情報である現代社会において、視覚障がい者が安心して生活するためには情報格差をこれ以上広げない対策が求められている。

FM放送とテレビのアナログ放送はともにVHF帯の電波を使うため、多くの視覚障がい者が、値段が安く1台で両方聴けるFMラジオでテレビを楽しんできた。しかし、本年7月、地上波テレビはデジタル放送へと完全移行(被災3県を除く)したことにより、テレビの音声をFMラジオから聴くことができなくなってしまった。さらに多機能化に伴ってテレビの操作はこれまでより複雑になっているが、リモコンなどの操作情報の音声化の開発などはメーカー任せでなかなか進んでいない。

また、テレビ情報の平等な入手に欠かせない解説放送を増やす具体的な施策もない。FMラジオによるテレビ放送受信の道も絶たれてしまい、このままでは視覚障がい者からテレビが遠ざけられることになる。「平成18年身体障害児・者実態調査結果」によれば、情報の入手方法の第1位がテレビ(一般放送)であり、視覚障がい者の66%を占めている。テレビは欠かせないメディアであり、災害時においてもテレビ情報は視覚障がい者にとっても不可欠である。

また、FMラジオで聴くことができるテレビ放送は、視覚障がい者だけでなく、テレビが見られない中で作業を行うさまざまな職種の方々にもニーズがあり、こういった方々にとっても欠かせないものである。

よって、本区議会は政府に対し、下記事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 携帯用ラジオに、テレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来通りテレビ放送が聴けるようにすること。
- 2 受信機や録画機のリモコンの全ての機能が、音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じるなど、視覚障がい者の使いやすさを最大限考慮すること。
- 3 解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅に増やし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月16日

▶ あて先：内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

**定例会の開催予定**  
 次回の定例会は、  
 2月8日(水)  
 からの予定です。  
 どなたでも傍聴できます。  
 お気軽にお越しください。

**● 傍聴受付**

**● 本会議**  
 西庁舎9階の傍聴席入口

**● 委員会**  
 西庁舎5階の議会事務局



**あしがき**

あけましておめでとうございます。  
 謹んで区民の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。  
 区議会だより第183号は、平成23年第四回定例会を中心に編集しました。

今年も皆様に親しまれ、読みやすい区議会だよりを目指し、努力してまいります。本紙について、ご意見・ご要望がございましたら議会事務局までお寄せください。どうぞよろしくお願いたします。

◇ ◇

広報・図書委員会  
 委員長 かしわさき 強  
 委員長職務代理 宮原 義彦  
 委員 土屋 ひとし  
 委員 菊地 靖枝

**短 信**

○電話番号の変更  
 石黒 たつお 議員  
 (新電話番号)  
 03-3924-9711

○会派名称の変更  
 「練馬区議会日本共産党」は、12月27日付けで会派の名称を変更しました。  
 (新名称)  
 「練馬区議会護憲連合」

